

平成27年度 第1回 伊達市総合教育会議 会 議 録

1 日 時

開 会 平成27年6月25日(木) 16時00分
閉 会 平成27年6月25日(木) 16時15分

2 場 所

市役所第2庁舎 会議室1

3 出席者氏名

伊達市長	菊 谷 秀 吉
伊達市教育委員会教育委員長	早 瀬 芳 宏
委 員	菊 地 裕 子
委 員	平 田 賢 弘
委 員	岩 本 秀 一
教育長	菅 原 健 一

4 欠席した教育委員の氏名

なし

5 事務局の職氏名

伊達市	
企画財政部長	鎌 田 衛
企画課長	石 澤 高 幸
企画課企画調整係長	高 田 真 次

6 説明員の職氏名

伊達市教育委員会	
学校教育課長	鈴 木 俊 仁
生涯学習課長	山 根 一 志
図書館長	浅 水 まゆみ
学校給食センター所長	篠 原 計 浩
学校教育課企画総務係長	水 野 一 英

開 会 （16時00分）

◎石澤企画課長

本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

ただいまから、平成27年度第1回伊達市総合教育会議を始めさせていただきます。

私は、事務局を担当しております、企画財政部企画課長の石澤と申します。お手元にご
ざいます次第書のとおり進め、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますの
でよろしく願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、市長からご挨拶をお願いいたします。

◎菊谷市長

皆さん、本日は大変ご苦勞様です。制度が変わって初めての会議となります。個人的に
いいますと、より自由に教育を論じられて、将来、やはり教育の力は大きいものですから、
この地域に残すものは、きちんと残せるというものを作っていくには、やはり教育委員会
だけでは無くて、幅広く皆さんが英知を結集され、あまり形にこだわらないで、色々な議
論をしていければいいかなと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

◎石澤企画課長

ありがとうございました。続きまして、本日は第1回目でございますので、教育委員会
早瀬委員長はじめ、教育委員の皆さまからの自己紹介もかねて、一言いただければと思
います。着席のままで結構でございますので、早瀬委員長からお願いいたします。

（早瀬委員長、菊地委員、岩本委員、平田委員、菅原教育長が自己紹介する。）

◎石澤企画課長

ありがとうございました。続きまして、事務局職員および説明員の自己紹介をさせて
いただきます。

（企画財政部長、以下企画課出席者、学校教育課長、以下教育委員会出席者が自己紹介す
る）

◎石澤企画課長

続きまして、次第の4番目に移らせていただきます。伊達市総合教育会議の運営につき
まして、学校教育課長より説明いたします。

◎鈴木学校教育課長

「伊達市総合教育会議の運営について」でございますが、これは地方教育行政の組織及
び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴うもの
でございますので、新たな教育委員会制度も含めましてご説明いたします。

この法改正によりまして、教育の政治的中立性を確保しつつ、地方教育行政における責
任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強
化などが図られることとなりました。

資料3をご覧ください。こちら、Point①ということで、教育長について記載しており
ます。

今回の改正で大きなところは、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した、新たな教育長を設置することとなっております。

これによりまして、教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題が解消して、教育行政の一義的な責任が新たな教育長に一本化され、責任体制の明確化が図られることとなっております。

また、首長についても教育委員の任命とは別に、直接、新たな教育長の任命責任を負うことになるなど、その役割が明確にということになってございます。

ただし、現在の教育長につきましては、この法律が改正になる前の制度における教育長でございますので、新たな教育長に切り替わるタイミングといいますと、現在の教育長の在任期間中、11月17日までが旧教育長制度、そしてその後が新たな教育長が任命されて新教育長というかたちに切り替わるというものでございます。現在は経過措置の期間中にご

Point②は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化でございます。

今回の改正で新たな「教育長」の権限が他の教育委員と比べて大きなものとなっておりますので、教育長の職務をチェックする機能として、教育委員定数の3分の1以上からの会議の招集の請求があった場合には、教育長は会議を招集しなければならないといった旨の規定がなされております。

会議の透明化のため、原則としまして、議事録を作成・公表することとなっておりますが、伊達市は現在も議事録の公表を行っているところでございます。

Point③は、総合教育会議についてでございますが、これにつきましては、資料2の伊達市総合教育会議設置要綱に基づきましてご説明いたします。

第1条では、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、効果的に教育行政を推進していくため、伊達市総合教育会議を設置するというものでございます。

第2条の所掌事項でございますが、資料4に法律の抜粋がございます。この中の第1条の4第1項でございますが、こちらが大綱の策定に関する協議を行う、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策や児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置、ということについての協議等を行うと法律で謳われております。これについて協議を行うというものでございます。

第3条、会議は、市長及び教育委員会を持って構成するというものでございます。

第4条、会議は、市長が招集するものとしてございます。

第6条、この会議は、公開としてございます。

第7条、議事録の作成と公表ということでございます。

第8条、事務局を伊達市の企画課に置くというものでございます。

附則につきましては、本年4月1日から施行するという形となっております。

資料3に戻りまして、Point④の大綱についてでございますが、これにつきましては協議第1号の際に詳細の説明がございましたので省略させていただきます。

以上ご説明いたしましたことを資料1にまとめてございます。

大きな1番目では概要として、会議の位置付けと構成員について、2番目は、協議・調整事項について、3番目は、協議・調整の結果の尊重義務について、4番目は、会議の公開と議事録の作成及び公表について、とまとめてございます。

説明につきましては、以上でございます。

◎石澤企画課長

ただいまの説明につきまして、質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎石澤企画課長

それでは、これより議事に移らせていただきたいと思います。これより先の進行は市長にお願いしたいと思います。

◎菊谷市長

早速ですが、本日の協議事項に入りたいと思います。

協議第1号伊達市教育大綱の策定について、事務局より説明をお願いします。

◎石澤企画課長

それでは、私の方から説明させていただきます。

伊達市教育大綱の策定についてでございます。大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定によりまして「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」となっております。

また、大綱を定めようとするときは、同法第1条の3第2項の規定により、あらかじめ、総合教育会議において協議をする必要があつてなっております。

さらに、地方公共団体において教育振興基本計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に位置づけることもできると考えられていることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないとされております。

大綱の期間につきましては、地方公共団体の長の任期が4年であることなどを踏まえ、4～5年程度と想定されております。

伊達市におきましては、平成23年4月に伊達市教育振興基本計画が策定されており、この中に伊達市の教育、文化の振興全般について網羅的に記載されております。

計画期間につきましては、第6次伊達市総合計画の計画期間と同様、平成30年度までとなっております。次の計画は平成31年度からとなりますので、それまでの4年間につきましては、現計画の教育目標を伊達市の教育の大綱として位置付けたいと考えております。

教育目標につきましては、学校教育課長より説明いたします。

◎鈴木学校教育課長

ただいまの事務局の説明にありましてとおり、平成23年4月に伊達市教育振興基本計画が策定されまして、この中で伊達市の教育目標が定められております。

資料5をご覧くださいと思います。

こちらに大きく3本「子どもたちが社会で自立して生きていくための力を育てる教育」、「生涯を通じて自ら学び、成果をいかすことのできる教育」、「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う人を育てる教育」という3つの柱にまとめてございまして、伊達市の教育、学術及び文化の振興に関して、その目標や施策の根本となる方針を定めているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

◎菊谷市長

ただいま説明がありましたが、これについて、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊谷市長

それでは、伊達市教育大綱につきましては、伊達市教育振興基本計画の教育目標を大綱として位置付けるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊谷市長

次に、協議第2号今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

◎石澤企画課長

今後のスケジュールでございますが、総合教育会議は、首長あるいは教育委員会が協議したい事項ができた時、あるいは、緊急事態が生じた時に、随時開催されるものあり、開催回数は当該自治体の首長と教育委員会の意思によって決められるものとされております。

また、設置要綱第3条第2項に「教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる」とされております。

権限に属する事務に該当する例としましては、予算がありますことから、予算編成前に開催することを考え、9月頃に第2回の総合教育会議を予定いたしたいと考えております。

また、本年11月17日をもちまして菅原教育長の任期満了に伴い、11月18日以降は、新教育長を中心とした教育委員会となりますので、11月頃に臨時の総合教育会議が開かれる予定となります。

年間を通じましては、新年度の始期となります5月頃、予算編成前となります9月頃の年2回を基本といたしまして、必要に応じて臨時会議を設けることとしたいと思っております。

以上説明といたします。

◎菊谷市長

ただいま説明がありましたが、これについて、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊谷市長

それでは、このスケジュールで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊谷市長

以上で本日の協議は終了しましたが、皆さんの方から、この機会になにかございません

でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊谷市長

特に無いようでしたら、以上で、本日の日程はすべて終了いたします。

これをもちまして、平成27年度第1回伊達市総合教育会議を閉会いたします。

閉 会 （16時15分）